

国自旅第55号
平成29年6月7日
国自旅第45号
一部改正 令和元年6月28日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課長

一般貸切旅客自動車運送事業の許可等における
車両の点検及び整備に関する基準について

「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について」（平成11年自旅第128号、自環第241号）の細部取扱いについて」（平成14年国自旅第163号）において、申請事案の審査事務について、事案処理に係る細部取扱いを定めたところであるが、車両の点検及び整備に関する基準については下記のとおり定めたので、その旨了知されるとともに、本件事務処理について遺漏のないよう取り計らわれたい。あわせて、管内の一般貸切旅客自動車運送事業者あて周知されたい。

なお、本件については、別紙のとおり、公益社団法人日本バス協会会長あて通知したので申し添える。

記

1. 安全投資計画

車両の点検及び整備に関する計画について

- ・ 貸切バス予防整備ガイドライン別紙2については、別紙に定める項目に関する交換基準が定められているものとする。
- ・ 別添に定める項目以外の全ての項目については、点検基準が定められているものとする。

2. 事業収支見積書

車両の点検及び整備に関する計画に係る費用について

- ・ 営業費用のうち、事業用自動車の修繕費については、各事業年度の保有車両における平均車齢に応じて、各事業年度ごとに以下に掲げる額に保有車両数を乗じて算

出し計画期間分を合算した額以上の費用が、修繕費に計上されているものとする。

(1) 年間平均走行距離が3万km以上の事業者

- ①平均車齢が1年から5年：28万円
- ②平均車齢が6年から10年：61万円
- ③平均車齢が11年から15年：61万円
- ④平均車齢が16年以上：80万円

(2) 年間平均走行距離が3万km未満の事業者

- ①平均車齢が1年から5年：10万円
- ②平均車齢が6年から10年：22万円
- ③平均車齢が11年から15年：29万円
- ④平均車齢が16年以上：45万円

- ・ 自社整備を行う車両の場合において上記に定める額が修繕費に計上されていない場合は、上記によらず、貸切バス予防整備ガイドラインの別紙2に定める内容を含めた見積額が修繕費に計上されているものとする。
- ・ リース料に車両の点検及び整備に関する計画に係る費用が含まれている（いわゆるメンテナンスリース）場合においては、上記によらず、貸切バス予防整備ガイドラインの別紙2に定める内容を含めた見積額がリース料に計上されているものとする。

附則（令和元年6月28日 国自旅第45号）

1. 改正後の通達は、令和元年7月1日から施行する。
2. 改正後の規定は、平成29年4月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

(別紙)

貸切バス予防整備ガイドライン別紙2に交換基準を定める項目

| 装置名 | 項目 |
|--------|-------------------------|
| 制動装置 | エアードライヤー |
| | ブレーキチャンバー (エアーチャンバー) |
| 緩衝装置 | エアスプリングダイヤフラム |
| 動力伝達装置 | トランスミッションオイル |
| | デファレンシャルオイル |
| | クラッチブースター |
| 原動機 | エンジンオイル |
| | 燃料フィルター |
| | セルモータ |
| | 尿素水フィルター |